

# 支える会通信

## 3. 23院内集会



### 院内集会に国会議員も含め多数参加

発行責任者  
 柚木康子  
 大田区羽田  
 4-10-4  
 石井ビル3階  
 TEL03 (6423) 7878  
 FAX03 (6423) 7430  
 メール  
 sasaerukai@  
 lemon.plala.  
 or.jp

3月23日参議院議員会館101会議室において「JALの不当解雇撤回をめざす院内集会」が開催され、延べで200名が参加しました。

集会は国民共闘共同代表・金澤全労協議長の「JAL不当解雇撤回の闘いは、司法の決定が出された今、国とJALが交渉相手になる。労働法制改悪反対の闘いの中心課題の一つとして取り組んでいきたい。」との開会の挨拶で開始されました。

今村弁護士からは、これまでの判決内容について、労働者の生活と権利よりも企業再生を優先するもの、人権尊重や民主主義的な価値よりも、企業利益や国家主義的な価値に重きをおくもの、自民党憲法改正案の先

取りである等と報告がされました。

各界からの発言では、当支える会の代表世話人である浅倉むつ子早稲田大学大学院教授から別掲の発言をいただき、争議団に勇気を与えました。

JAL争議の取材を続けるジャーナリストの北さんは、何故、経営責任が問われなかったのか？何故、あれもこれも隠されているのか？何故、稲盛氏が証言したように経営上必要なお解決していないのか？をパワーポイントを使いながら説明されました。

国労小池執行委員からは、「最高裁決定は許せない。勝利するまで支える。」との挨拶をいただきました。

院内集会には、社民党、共産党、民主党、維新の党、生活の党から出席があり、どの議員も、不当決定に怒り、国会で追及したいと発言していただ

きました。

飯田乗員副団長がILO本部訪問の報告を行い（詳細は当通信19号を参照）、内田客乗団長から「私達の闘いは安全を確立する闘い。職場復帰まであきらめずに闘う。」と更なる支援を呼びかけました。

最後に国民共闘共同代表・糸谷全国港湾委員長より、「この闘いは世界の常識を広げる闘い。非常識は司法であり最高裁である。なんとしても165名を職場に戻したい。」と閉会挨拶がされ、院内集会が終了しました。

#### 励ます会に対しても不当な対応のJAL

3月26日励ます会の醍醐東大名誉教授、萬井龍谷大学名誉教授と事務局が「解雇撤回を求める申入れ書」を持参してJALに不当解雇撤回を要請した。

JALは担当者も受け取りを拒否という不当な対応に終始。許されない！

## 浅倉むつ子さんの発言内容

「2011年3月11日、あの東日本大震災が発生しました。そして、その日は偶然にも、まさにJALの整理解雇事件の口頭弁論が東京地裁で開始した日でもありました。

そして、あれから丸4年がたちました。被災地では、原発事故の被害が収束どころか拡大しています。でも、その中でも、けっして諦めずに、反原発・復興のために希望を捨てずに戦い続けている人たちがいます。

JALの整理解雇事件でも同じです。裁判が始まってから丸4年の間、地裁、高裁、最高裁と、不当で理不尽な判決が続きました。しかし、原告のみなさんは、全国各地に支援の運動を拡大しながら、希望を捨てずに戦い続けてきました。みなさんの堂々とした姿をみるにつけ、私は、人間の底力というものを感じます。この4年の間、人間の尊厳と誇りを失わずに、毅然として理不尽なことに「ノー」と言い続けてきたみなさんから、私たちは大きな勇気と希望をいただけてきました。この場で、私は、心から、お礼と連帯の気持ちをお伝えしたいと思います。



本件をめぐる裁判所の判断は、私たち労働法を研究する者にとって大きな課題を残しました。そもそも、人員整理解雇は、通常の解雇と異なり、労働者にはいっさい帰責事由がないにもかかわらずなされる解雇ですから、当然のことながら、それが許容される4要件の適用にあたっては、きわめて厳格な判断が要求されるはずですが、裁判所は、会社更生手続き中の解雇であったということを最大限尊重したために、更正計画にはいっさいの疑念をさしはさむことなく、整理解雇に正当性のお墨付きを与えました。整理解雇法理そのものの適用を、きわめてゆるやかにして、4要件を形骸化するという判断を行いました。これでは、「会社が危ない」と言さえすれば解雇は自由だというメッセージを世の中に発信しているようにすら思います。

とりわけ、働く女性の権利を実現するという希望をもちながら、長い間、歯を食いしばって働いてきた客室乗務員の女性の方々のことを思うと、改めて、不当で理不尽な解雇に腹が立って仕方ありません。人選基準として使われた年齢基準の対象者は、長年、会社の昇格差別にめげずに働き続けてきた人たちではありません。

私が意見書を書くという形で関わった裁判に、育児のための「深夜業免除裁判」というものがありました。当時の陳述書の中に、育児中の客室乗務員の女性たちが、日々、どのようにして働いているのか、述べているものがありました。その内容は、今でも私の記憶に残っており、胸をうちます。そこでは、このように書かれていました。

私が意見書を書くという形で関わった裁判に、育児のための「深夜業免除裁判」というものがありました。当時の陳述書の中に、育児中の客室乗務員の女性たちが、日々、どのようにして働いているのか、述べているものがありました。その内容は、今でも私の記憶に残っており、胸をうちます。そこでは、このように書かれていました。

「朝3時半におきて、その日にもっていく朝ご飯をつくり、支度をして、朝4時に2歳の子をたたき起こして着替えさせました。子どもは朝ごはんを食べずに4時半に家をでて、保育ママさんに預けました。保育ママさんが食事を食べさせてくれて7時に保育園に連れて行ってくれました。その後、私は成田に向かいました。夜は22時に保育ママさんのところへ迎えにいきました。ほっとしました。」

こんなにも頑張っ、苦勞を乗り越えて働いてきた女性たちを、会社はクビにしたのです。安倍首相にいまさら「輝け」といわれるまでもなく、彼女たちはぴかぴかに輝いていたのです。それなのに、その彼女たちから働く場を奪ったのが、この人員整理です。

いま、安倍政権を支持している大企業は、日本の解雇規制は岩盤規制であり、緩和が必要だと主張しています。おかしいですね。こんなに解雇は自由で、使用者はやりたい放題ではないですか。日本の解雇規制は、岩盤どころか、海辺の砂山のように、ふれればさらさらと崩れるものでしかないではないですか。こんなことは許されてはならないと、私は、心から思います。

どうかみなさん、全国各地に、私のように、みなさんを支持する人たちがたくさんいることを忘れずに、最後まで希望を捨てずに生き抜いていただきたいと思います。これからもずっとみなさんを応援していきます。」

**3・12 行動**  
**日航本社包囲行動に**  
**550人の参加!**



3月12日、12月に引き続き2回目の「アタック! JAL本社3・12パレード&本社包囲行動」が行われました。18時20分に品川の聖跡公園を出発したパレードは日航本社に向け出発、約1kmの道を「日本航空は不当解雇を撤回せよ! 解雇した165人を職場に戻せ!」とシュプレヒコールをしながらパレードを行いました。

全労連議長が「最高裁の不当決定が出ようと、解雇した者を職場に戻せ」という要求は当然であり、争議が解決するまで運動は終わらない。」と主催者挨拶を行い開始されました。次に大田労働寺田事務局長が「羽田空港の地元、大田区の仲間と共に力一杯闘う」、当支える会柚木事務局長が「JAL経営陣は解決を決断すべきだ。原告を支えるために支える会の会員拡大

**不当労働行為事件高裁判決は6月18日に!**

3月26日、東京高裁は不当労働行為事件控訴審において、日本航空が求めた瀬戸管財人の証人申請も必要ないと却下し結審、6月18日14時40分(824号法廷)に判決としました。

これは、10年11月解雇が迫っていた年末闘争時に、解雇撤回の要求に対するストライキ権投票を行っていた、キャビンクルーユニオンと乗員組合に対し、日本航空の管財人代理らが「スト権が確立したら支援機構からの3500億円の出資は行わない」と脅しをかけた行為が東京都労働委員会から不当労働行為と認定され、その命令取消しを求めて日本航空が東京地裁に提訴、地裁で敗訴した為高裁に控訴していた事件です。

に更に力を入れよう」と連帯の挨拶を行いました。客室乗務員の所属労組であるキャビンクルーユニオン古川委員長からは「採用しても採用しても、きつい勤務に低賃金で毎年600名以上が退職し、人員不足で勤務スケジュールを組むにも限界と会社も認めている。そうであれば不当解雇を直ちに撤回し解雇者全員を職場に戻し、労働条件を改善して安全・安心の日本航空を築く必要がある。春闘山場に向けて全力で取り組む。」と職場の実態と

**全国各地のメーデーに参加しました!**

争議団は全国各地からメーデー参加の要請をいただき、以下の26か所で行われたメーデーに参加してきました。

各地では訴えや物販をさせていただき、皆さまから暖かい支援の言葉をかけていただき、元気をたくさんいただきました。有難うございました。

代々木、日比谷、立川、横浜港、神奈川反町公園、横浜公園、鎌倉由比ヶ浜、相模原、千葉中央、千葉市原、千葉八千代台、千葉船橋、千葉柏、千葉松戸、埼玉熊谷中央公園、群馬碓氷、さいたま市北浦和、京都二条城、大阪扇島、大阪中ノ島、尼崎、兵庫三ノ宮、岡山、鳥取、愛媛、北九州。

決意を述べました。パイロット争議団・山口団長は「現在の職場の問題を改善して安全運航を確立するためにも不当解雇・職場復帰を勝ち取ることが重要、最後まで闘う。」と決意を述べました。最後に国民共闘共闘代表・金澤全労協議長が「裁判所がどのような判断を示そうと、当事者が納得しなければ争議は終わらない、その為には労使協議が不可欠。一層の支援強化をお願いします。」

と訴え、JALに向け両側の歩道に並ぶ参加者全員でシュプレヒコールを行い閉会となりました。15春闘真つ只中、さまざまな行動やストライキを構えている組合も多くあったにも拘わらず、550名という参加で日本航空本社に対し圧力をかけることができました。又遠く佐賀県から参加してくださった支援者もいらっしました。参加してくださった皆様、本当に有難うございました。

あの空へ帰ろう！あきらめない限り負けはない

# JAL闘争最高裁決定

## 京都報告集会開催

4月22日、京都市内で「JAL不当解雇撤回最高裁決定報告集会」が開催された。主催したのは、「日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共闘会議」（略称・JAL闘争京都共闘）。

まず司会の佐古田博・京都総評副議長による開会のあいさつ。そして、主催者あいさつを吉岡徹世話人（京都総評議長）



が述べ、「この最高裁不当決定の対極にあるのが、4月14日の福井地裁高浜原発再稼働禁止仮処分である」と、勝利をめざす運動への確信が述べられる。

続いて脇田滋・代表世話人（龍谷大学教授）からあいさつ。「派遣法改悪など、労働者の相互の連帯をこわすものだ。JAL争議団は良く闘っているし、自らの解雇撤回のみならず、労働者の闘いを押し広げる闘いとしてすぐれている。」と。

また脇田氏は、整理解雇の4要件に関する参加者からの質問にも答えて、「解雇回避努力は希望退職の年齢を下げれば達成できたが、達成しようと

はしなかった。フランスは1年限りだが、会社経営が上向けば古い人から優先雇用される。韓国も3年の優先雇用がある。JALはそういう世界中の経営者の常識に反したやり方であり、闘う労組つぶし、不当労働行為の意図が明らかだ。経営者側の労働法学者でさえ批判している。」と、世界的に真逆なJALのやり方をずばり批判された。

そして、JAL不当解雇撤回客乗争議団の内田妙子団長より、「最高裁を超えて、職場復帰をめざす」と、詳細な4年間の法廷闘争のみならず全体の闘いの報告を受けた。

6月18日には不当労働行為事件の行政訴訟東京高裁判決に勝利を確信していること、三次に亘るILO勧告を要請していること、国際労働者組織からの強力な支援のこと、止まらない乗員流出で危機に陥っているJAL経

営のこと、稲盛和夫名誉会長の「御巢鷹山がトラウマになってきている。利益なくして安全なし」や、植木社長の「御巢鷹山は忘れようよ」発言など、安全運行確立を求める闘いは急務となっていることなど、勝利の条件の高まりの報告がなされ、「憲法を守る闘いが目の前にある。あきらめない限り負けはない」と結んだ。

また、小森啓子、神瀬麻里子、西岡ひとみさんの三人の客乗原告より、「宣伝行動していると、『こんなことしとつたら（JALや政府は）あかん』と支援の声が高まっていることなどの報告を含め、『解雇されなかつたらこんなにも闘う仲間が全国にいることを知らずに死んだ』との4年の闘いの確信に基づく、力強い決意表明を受けた。

参加者からの質疑でも、整理解雇の4要件問題や

稲盛和夫が「経営の神様が決めたことだから」となっていることの細大漏らさぬ暴露の必要など、意見が出された。

さらに、全厚生や明治乳業などのともに闘う争議団より訴え・あいさつを受け、6月末の京セラ株主総会での宣伝行動や月例宣伝行動などの提起を含めたまとめを梶川憲事務局長から受け、全員で「あの空へ帰ろう」を合唱し闘う勝利めざす全体の意志を固めた。

（JAL闘争京都共闘事務局次長・稲村守）

通信19号に誤記がありました。

P2パイロットの職場報告記事 下から4行目 15000億円

P3客室乗務員の職場報告記事 下から9行目 第二組合 他労組 お詫びして訂正いたします。